

日中サービス支援型共同生活援助の事業報告

【令和 6 年 12 月 ～ 令和 8 年 2 月分】

令和 8 年 3 月 23 日

小牧市障害者自立支援協議会長

(申込者)

所在地	東京都品川区南大井 6-25-3-2F
法人名	ソーシャルインクルー株式会社
代表者職氏名	代表取締役 松下 展千
担当者氏名	譜久里 聡宗
連絡先	0568-75-8211

下記のとおり、日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等について、関係書類を添付して報告します。

記

1 事業所名

ソーシャルインクルーホーム小牧三ツ淵

2 事業所所在地

愛知県小牧市三ツ淵638番地

3 事業の開始年月日

令和6年12月1日

(添付書類)

- ・日中サービス支援型共同生活援助事業報告書
- ・重要事項説明書、運営規程、事業所のチラシ等事業内容がわかるもの

日中サービス支援型共同生活援助事業報告書

【令和 6年 12月 ～ 令和 8年 2月分】

令和 8年 3月 23日

小牧市障害者自立支援協議会長

所在地 東京都品川区南大井 6-25-3-2F
法人名 ソーシャルインクルー株式会社
代表者職氏名 代表取締役 松下 展千

下記のとおり報告します。

事業所名	フリガナ	ソーシャルインクルーホームコマキミツブチ				
	名称	ソーシャルインクルーホーム小牧三ツ瀨				
	所在地	愛知県小牧市三ツ瀨638番地				
事業開始日		令和6年 12月 1日				
利用者 令和8年2月25日 時点	利用者数（実人員／定員）			13人／20人		
	区分1	0人	区分2	0人	区分3 4人	
	区分4	5人	区分5	2人	区分6 2人	
	当該年度の退所者数（合計）			1人		

運営・支援について

●常時の支援体制の確保

（日中、夜間、土日含めた常時の支援体制が確保されているか。）

常勤生活支援員 1名以上 8:30～17:30

非常勤世話人 2名以上 9:00～17:00

世話人兼夜間支援員 3名以上 17:00～翌朝 9:00

●日中の支援方法

（日中をGHで過ごす利用者に対して、どのような支援を行うのか。）

入浴支援/食事提供/外出支援/通院同行/レクリエーション等

●支援の実施

(利用者が充実した地域生活を送れるよう外出や余暇活動等の支援に努めているか。)

- ・ご希望がある場合、散歩や買い物同行を行っております。
- ・月に1度季節に合わせたレクリエーションを実施しております。
- ・地域清掃に参加、今後は地域の催しにも参加していく予定です。

●職員の質の向上

(研修の実施等)

月ごとに研修があり、職員の質の向上を目指し様々な研修に取り組んでおります。また、入社時研修や入社後一定期間OJTにて指導を行い経験者、未経験者問わず支援の基礎を指導しております。

●指定計画相談支援

(別法人等の指定特定相談支援事業所により計画相談が作成されているか。)

- ・別法人等の指定特定相談支援事業所による計画作成者 (13) 人
- ・自法人等の " (0) 人
- ・セルフプラン (0) 人

●他事業所との連携、情報把握

当該年度の事業者等連絡会等への出席回数 (1) 回

近隣の相談支援事業所との連携や近隣病院(精神科等)との連携を行っております。

●地域との交流方法

(地域住民との交流の機会を確保する工夫等)

- ・地域連携推進会議を行い情報の共有を行っております。
- ・ご利用者とスタッフで地域清掃に参加しております。

●利用者の健康管理について

(医療機関との連携、医師や看護師の訪問の有無、日々の健康チェック方法等)

- ・医療連携を行っており、月2回看護師が訪問し日々の健康チェックを行っております。
- ・かかりつけ医が定まっていない方には往診医をご紹介します施設内で受診しております。

●食事について

(栄養士の有無、食事の提供方法等)

外部委託で食材を発注しており栄養バランスの取れた献立の食材がホームに届きそれをホームのスタッフが調理し提供しております。

●運営の特色や工夫等

24時間スタッフを配置し、利用者様のニーズに合わせ支援を行っております。利用者様のニーズにこたえるために、日中活動先のご紹介や見学同行、訪問看護等のご紹介など多職種で支援できるよう外部と連携体制を構築できるように支援しております。

●運営における課題（運営資金・人材確保等）

当ホームが周辺地域にあまり認知されていない課題がありましたが、少しずつ認知していただけるようになってきました。

利用者について

●対象者の障害支援区分

区分3～区分6の方

●利用者の支給決定市町村の状況

稲沢市 1名、岡崎市 1名、尾張旭市 1名、春日井市 1名、江南市 2名
小牧市 3名、扶桑町 1名、岩倉市 1名、岐阜県可児市 2名

※名古屋市の場合は区も明記。愛知県外は都道府県も明記。

●利用者の障がい特性等とその具体的な支援方法

(医療的ケアの必要性や、強度行動障害のある利用者の人数等)

当ホームは1F, 2Fともに男性専用となっております。1Fは主に知的障がいの方が住まわれており、2Fは精神障がいの方が住まわれております。それぞれの特性を踏まえ快適に過ごせるように住まいを提供しております。

●利用者のサービス利用状況

- ・日中活動サービス等利用者 6人

生活介護（小牧市、江南市、岩倉市）就労継続支援B型（岩倉市、小牧市）

週5回4名 週4回1名 週3回1名

土日はご自身の居室でゆっくりとすごされたり、リビングでスタッフと談笑や散歩、ご家族と外出、外泊などを行って過ごしております。

（各人の日中活動サービス等事業所の名称（所在地）、サービス種別及び利用頻度、土日祝日の過ごし方等）

- ・GHで日中を過ごす利用者 7人

●利用者の入退去の状況。

半年間の状況

退去者 9月1名

入居者 10月1名 12月2名 1月1名 2月3名

2月20日 現在まで

●空室がある場合（新設等含む）の入居者募集方法や申込状況

空室7室

入居希望者3名

チラシ等を各事業所様にお配りさせていただいております。

●その他特記事項があれば記入してください。

指定共同生活援助（日中サービス支援型）重要事項説明書

1 サービスを提供する事業者

名 称	ソーシャルインクルー株式会社
所在地	東京都品川区南大井 6-25-3
電話番号	03-6436-8972
代表者氏名	代表取締役 松下 展千
設立年月	令和4年9月27日

2 利用事業所

事業の種類	指定共同生活援助（日中サービス支援型）
事業所の名称	ソーシャルインクルーホーム小牧三ツ渚
事業所の所在地	愛知県小牧市大字三ツ渚字郷前 638 番地
連絡先	電話番号 0568-75-8211 F A X 0568-75-8212
管理者	譜久里 聡宗
サービス管理責任者	譜久里 聡宗
主たる対象者	知的障害者・精神障害者・身体障害者
定 員	20 名
開設年月日	令和6年12月1日
事業所番号	2327700205

3 サービスの目的・運営方針

目 的	利用者が地域において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排泄又は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図り適正なサービスを提供します。

4 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構造	木造 2 階建
	敷地面積	709.20 m ²
	延べ床面積	491.90 m ²

(2) 主な設備

ソーシャルインクルーホーム小牧三ツ淵 I・II

	部屋数等	備 考
居室	20 室	1 階 10 室、2 階 10 室 (全室個室)
食堂	2 室	1 階 1 室、2 階 1 室
洗面所	8 か所	1 階 4 か所、2 階 4 か所
トイレ	8 か所	1 階 4 か所、2 階 4 か所
風呂場	4 か所	1 階 2 か所、2 階 2 か所

5 サービス提供職員の設置状況

(1) 職員の配置数

管理者	1 名
サービス管理責任者	1 名以上
生活支援員	3 名以上
世話人	3 名以上
夜間支援員	2 名以上

(2) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 30)
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 30)
世話人	正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 30 ・ 9 : 00 ~ 17 : 00 ・ 17 : 00 ~ 9 : 00)
生活支援員	正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 30 ・ 9 : 00 ~ 17 : 00 ・ 17 : 00 ~ 9 : 00)
夜間支援員	正規の勤務時間帯 (22 : 00 ~ 5 : 00)

6 サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

種類	内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食 事	世話人が栄養・嗜好や糖尿病等の健康状態を考慮して献立を工夫します。
排 泄	排泄に関する援助を行います。
入 浴	入浴に関する援助を行います。
着替え、整容等	身だしなみ、清潔さには特に注意を払います。 利用者の好みにより、希望があれば付き添って購入します。
活動支援	地域行事への参加を促進します。 地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てます。
健康管理	世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。 また、緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。
入院等に関する支援	必要に応じて職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行います。

※サービスの概要

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」を利用者に交付いたします。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

	金 額	備 考
家 賃	36,000 円 /月	
食材料費	30,000 円 /月	朝食 300 円・昼食 300 円・夕食 400 円
光熱水費	15,000 円 /月	
日用品費	2,000 円 /月	
合 計	83,000 円 /月	

※月を単位とするものについては、利用者が月の初日以外の日当該サービスの利用を開始した場合、あるいは、月の末日以外の日利用を終了した場合は、該当月の暦日数に関わらず 30 日を基礎として、利用日数の割合で計算した額を御請求します。

※上記(2)利用料金は外泊・入院期間中においても発生致します。ただし、

食材料費については7日前までにキャンセルの申し出があった場合は、該当する食単価に応じたキャンセル食数の返金または費用発生しないものと致します。

※徴収した光熱水費、食材料費、日用品費については、適切に管理するとともに、毎年3月に精算を行い、残額が生じた場合には利用者に返還します。

※入院中に徴収した光熱水費、食材料費、日用品費については、適切に管理するとともに、当該月の翌々月に日割りにて精算を行い、残額が生じた場合には利用者に返還します。ただし、入居継続の場合は、上記(2)利用料金の支払いから相殺(控除)にて対応とします。

※生活保護受給者に関しては、個別に入居に向けて家賃額の一部を他の利用料に振り分ける場合があります。

7 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市(町・村)から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者は利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証を御確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6 サービス提供の内容(2) 訓練等給付費対象外サービス内容」の項目を御参照ください。

(3) 利用料金の御支払方法

ア 前記(1)の利用者負担額は、1ヶ月ごとに計算し翌々月に御請求します。

イ 前記(2)の料金は、対象月の当月に御請求します。なお、入居月の料金は、翌月の請求に合算して御請求します。

ウ 上記ア・イの各御請求については、毎月10日までに請求書を送付しますので、請求月の20日までに以下の方法でお支払いください。

① 金融機関口座からの口座振替

口座振替日：毎月20日

※口座振替日が銀行休業日の場合は翌営業日です。

② 口座振替が利用できない場合は、以下の方法でお支払いください。なお、振込手数料は御負担願います。

・ 下記指定口座への振込み

きらぼし銀行 本店営業部 普通預金 5079479

ソーシャルインクルー株式会社

8 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における医療機関等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙『個人情報取得使用同意書』に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
※閲覧、複写（無償）ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市（町・村）及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（『個人情報取得使用同意書』による）に基づき情報提供を致します。

9 緊急時の対応

- (1) 利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者の かかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊急連絡先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊急連絡先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

10 要望・苦情等申立先及び虐待防止・身体拘束・感染症等に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 相談窓口	受付窓口	[管理者] <u>譜久里 聴宗</u>
	利用時間	9:00～17:00
	電話番号	0568-75-8211
	F A X	0568-75-8212
	苦情解決責任者 [管理者]	<u>譜久里 聴宗</u>
事業者 相談窓口	受付窓口	お客様相談室
	利用時間	9:00～17:00
	電話番号	03-6436-8972
	F A X	03-6436-8973 ※利用時間外での受付可能
	運営責任者 [運営本部]	筒井 正昭
第三者委員	あり	第三者委員 貝塚 慶一 (弁護士) 利用時間 9:00～15:00 ※平日のみ 電話番号 03-3502-0436
	小牧市 障がい福祉課	・所在地: 愛知県小牧市堀の内三丁目1番地 ・電話番号: 0568-76-1127
利用者受給者 証を発行して いる市区町村	・役所名: ・所在地: ・電話番号:	
運営適正化 委員会	・名称: 愛知県社会福祉協議会 ・所在地: 名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内 ・電話番号: 052-212-5515 ・F A X: 052-212-5514	

(2) 虐待防止・身体拘束・感染症等に関する相談窓口

当事業所 相談窓口	受付窓口	[管理者] <u>譜久里 聴宗</u>
	利用時間	9:00～17:00
	電話番号	0568-75-8211
	F A X	0568-75-8212
	虐待防止担当者 [管理者]	<u>譜久里 聴宗</u>
事業者 相談窓口	受付窓口	お客様相談室
	利用時間	9:00～17:00
	電話番号	03-6436-8972
	F A X	03-6436-8973 ※利用時間外での受付可能
	運営責任者 [運営本部]	筒井 正昭

利用者受給者証を発行している市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ・役所名： ・所在地： ・電話番号：
--------------------	--

・共同生活援助運営規程（身体拘束等の適正化に関する事項）

事業者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録することとする。

3 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には、当該利用者及びその家族等に説明することとする。

4 事業者は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ることとする。

（1）委員会の開催 年1回以上

5 事業者は、身体拘束等の適正化のための指針を整備することとする。

6 事業者は、従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとする。

（1）採用時研修 採用時

（2）継続研修 年1回以上

・共同生活援助運営規程（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、担当者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、世話人等の従業者に対し研修を実施し、利用者に対する虐待を早期発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待の防止に関する担当者の選定及び設置

（2）成年後見制度の利用支援

（3）苦情解決体制の整備

（4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

ア 採用時研修 採用時

イ 継続研修 年1回以上

（5）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

ア 委員会の開催 年1回以上

イ 虐待防止のための指針の整備

2 第1項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

11 協力医療機関

医療機関名	なかむら・ファミリークリニック
院長	中村 司朗
診療科目	内科
所在地	愛知県江南市上奈良町錦 54-1
電話番号	0587-56-8188

医療機関名	医療法人光焔会 フレンズデンタルクリニック
院長	中村 敬
診療科目	歯科
所在地	愛知県名古屋市西区新道 1 丁目 21 番 5 号
電話番号	052-526-4200

12 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・スプリンクラー 有 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ・災害に備えての備蓄 (食料 3 日分・飲料水 3 日分・ヘルメット・ラジオ・懐中電灯 等) ・誘導灯 有 ・非常通報装置 有 ・消火器 有
平時の訓練	<p>別途に定める、消防計画書に則り、年 2 回、避難・防災訓練を実施します。</p> <p>※利用者の方も可能な限り訓練に参加する</p>
消防計画	<p>消防署への届出日： 令和 7 年 10 月</p> <p>防火管理者： 譜久里 聡宗</p>
保険加入	<p>事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。</p> <p>① 加入保険内容：火災保険 加入保険会社名：日新火災海上保険株式会社</p> <p>② 加入保険内容：賠償責任保険 加入保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社</p>

13 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスの提供に伴い、事業者の責めにきずべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、法的な賠償責任の範囲において速やかに損害賠償を行います。

1.4 当事業所御利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所の設備、器具は本来の用法にしたがって御利用ください。これに反した御利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては希望により事業所にて管理を致します。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は御遠慮ください。

1.5 第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	なし
実施した評価機関の名称	なし

この重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

指定共同生活援助の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

事業者	所在地	東京都品川区南大井 6-25-3
	法人名	ソーシャルインクルー株式会社
	代表者名	代表取締役 松下 展千
	事業所名	ソーシャルインクルーホーム 小牧三ツ渕 印
	説明者氏名	譜久里 聡宗

私は、本書面に基づいて事業者から指定共同生活援助の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意し、受領しました。

利用者	住所
	氏名 印

代理人	住所
	氏名 印
	続柄

ソーシャルインクルーホーム小牧三ツ渚 運営規程

第1条（事業の目的）

この規程は、ソーシャルインクルー株式会社（以下「事業者」という。）が開設するソーシャルインクルーホーム小牧三ツ渚（以下、「事業所」という。）において行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく日中サービス支援型指定共同生活援助事業（以下、「共同生活援助」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図ると共に、支給決定にかかる障害者の意思及び人格を尊重し、適切な共同生活援助を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業者は、共同生活援助を利用する障害者（以下、「利用者」という。）が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排せつ又は食事の介護、相談そのほかの日常生活上の援助を適切に行うものとする。

- 2 事業者は、利用者の職場、又は日中活動において利用している事業所等との連絡及び調整並びに余暇活動の支援等に努めると共に、常に利用者の家族との連携を図り利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努めるものとする。
- 3 サービスの提供にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- 4 事業者は、共同生活援助の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 事業者は、事業の実施にあたっては、前4項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第72号）その他関係法令を遵守する。
- 6 事業者は、事業の実施にあたっては、前5項のほか、関係法令等を遵守する。

第3条（事業所の名称、所在地、入居定員）

- (1) 名 称 ソーシャルインクルーホーム小牧三ツ渚
- (2) 所 在 地 愛知県小牧市大字三ツ渚字郷前 638 番地
- (3) 入居定員 20 人

- 2 事業所は、2つ の共同生活住居を有するものとし、その名称及び所在地は、以下の通りとする。

共同生活住居の名称	その所在地	その入居定員
ソーシャルインクルーホーム小牧三ツ渚 I	愛知県小牧市大字三ツ渚字郷前 638 番地 1 階	10 人

ソーシャルインクルーホーム小牧三ツ淵Ⅱ	愛知県小牧市大字三ツ淵字郷前 638 番地 2 階	10 人
---------------------	---------------------------	------

3 併設する短期入所事業所の名称及び所在地並びに利用者定員

短期入所の名称	その所在地	その入居定員
短期入所 小牧三ツ淵	愛知県小牧市大字三ツ淵字郷前 638 番地	2 人

4 事業者は、事業所の定員及び各共同生活住居の入居定員並びに居室の定員を遵守する。

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、定員を超えて利用者を受け入れることができるものとする。

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は以下の通りとする。

(1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1 名以上

サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成、継続的なサービス管理・評価および支援を行うとともに、他の従業者に対する技術指導又は助言等を行う。

(3) 世話人 3 名以上

世話人は、利用者に対して、食事の提供、日常生活上の支援、相談を行う。

(4) 生活支援員 3 名以上

生活支援員は、利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護等を行う。

(5) 夜間支援従事者 2 名以上

夜間支援従事者は、夜間及び深夜の時間帯を通じて、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

第5条（共同生活援助を提供する主たる対象者）

事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、以下の通りとする。

(1) 知的障害者

(2) 精神障害者

(3) 身体障害者

第6条（共同生活援助の内容）

事業者は、常時 1 人以上の従業者を配置し、利用者に対する相談、入浴、排せつ又は食事等の介護、健康管理・金銭管理の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又はほかの障害福祉サービス事業者等との連絡・調整等の日常生活に必要な援助を行うものとする。

2 事業者は、体験利用者に対し、定員の範囲内で前項に掲げるサービスを提供することができるものとする。

第7条（利用者から受領する費用の額等）

事業者は、共同生活援助を提供したときは、支給決定を受けた障害者から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領を行わない共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業者は、前2項の支払を受けるほか、共同生活援助において提供する便宜に要する費用として、以下の各号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受けることができるものとする。

(1) 家賃 月額 36,000 円

(2) 食材料費 月額 30,000 円

内訳：朝食 300 円、昼食 300 円、夕食 400 円

(3) 光熱水費 月額 15,000 円

(4) 日用品費 月額 2,000 円

※月を単位とするものについては、利用者が月の初日以外の日に該当サービスの利用を開始した場合、あるいは、月の末日以外の日に利用を終了した場合、また、体験利用の場合は、利用者が事業者へ支払うものとする。

- 4 事業者は、前項の費用の支払を受ける場合には、支給決定障害者に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 事業者は、第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者に交付するものとする。
- 6 徴収した光熱水費、食材料費、日用品費については、適切に管理するとともに、毎年3月に精算を行い、残額が生じた場合には利用者に返還するものとする。
- 7 入院中に徴収した光熱水費、食材料費、日用品費については、適切に管理するとともに、当該月の翌々月に日割りにて精算を行い、残額が生じた場合には利用者に返還するものとする。

ただし、入居継続の場合は第3項各号に掲げる費用の支払いから相殺（控除）にて対応を行うものとする。

第8条（入居にあたっての留意事項）

利用者は、以下に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷のほか他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) そのほか管理上必要な指示に従うこと。

第9条（緊急時等の対応）

事業所の従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変のほか

の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関へ連絡する等の措置を講じると共に、管理者に報告しなければならない。

第10条（苦情解決）

事業者は、その提供した共同生活援助に関する利用者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 事業者は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力すると共に、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 事業者は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力すると共に、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。
- 7 事業者は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

第11条（事故発生の防止及び発生時の対応）

事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

- (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 事業所は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
 - 4 事業所は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第12条（非常災害対策）

- 事業者は、消火器や消火設備、そのほか非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を立て、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者と利用者およびその家族に周知するものとする。
- 2 事業者は、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに非常災害に備えるため、定期的に避難訓練・救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。
 - 3 事業者は、利用者の特性に応じ、食糧そのほかの非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めるものとする。

第13条（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、担当者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、世話人等の従業者に対し研修を実施し、利用者に対する虐待を早期発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止に関する担当者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - ア 採用時研修 採用時
 - イ 継続研修 年1回以上
 - (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
 - ア 委員会の開催 年1回以上
 - イ 虐待防止のための指針の整備
- 2 第1項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第14条（身体拘束等の適正化に関する事項）

- 事業者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録することとする。

3 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には、当該利用者及びその家族等に説明することとする。

4 事業者は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ることとする。

（1）委員会の開催 年1回以上

5 事業者は、身体拘束等の適正化のための指針を整備することとする。

6 事業者は、従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとする。

（1）採用時研修 採用時

（2）継続研修 年1回以上

第15条（支援体制の確保）

事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保するものとする。

第16条（事業の実施状況の報告等）

事業者は、共同生活援助事業の実施状況について、定期的に自立支援協議会に報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くものとする。

2 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等の記録を整備するものとする。

第17条（衛生管理）

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、感染症の予防に関しても必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第18条（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

ア 委員会の開催 3ヶ月に1回以上

（2）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

ア 採用時研修 採用後1ヶ月以内

イ 継続研修 年2回以上

ウ 訓練の実施 年2回以上

第19条（業務継続計画の作成）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

(3) 訓練の実施 年1回以上

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第20条（ハラスメント対策の強化）

事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないものとする。

第21条（暴力団等の影響の排除）

事業者は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

第22条（人格の尊重）

事業者は、当該事業を利用する障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立った障害福祉サービスを提供しなければならない。

第23条（秘密保持）

事業者の、従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害者又はその家族の同意を得るものとする。

第24条（医療機関との連携強化・感染症対応力の向上）

指定共同生活援助事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合にお

いては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

第25条（地域との連携等）

事業者は、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 事業者は、会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 3 事業者は、第1項の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- 4 事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長が認める場合においては、地域連携推進会議の設置に代えて第三者評価機関による評価にて代替する場合もある。

第26条（そのほか運営についての留意点）

事業所は、適切な指定共同生活援助が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修（第13条、第14条、第18条、第19条に規定する研修の内容を含む。）の機会を確保しなければならない。

- 2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用時
 - (2) 継続研修 年2回以上
- 3 事業者は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業者は、共同生活援助に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存するものとする。（平成24年愛知県条例第72号第5条）

第27条（委任）

この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、令和6年8月1日から施行する。
この規程は、令和6年12月1日より改定する。
この規程は、令和7年4月1日より改定する。
この規程は、令和7年10月1日より改定する。

定員
20名

短期入所
2名

担当：いぐち（080-7146-0919）お気軽にお問合せ下さい。

「ここでくらしたい」を創る

ご利用者様にとってグループホームはまさに家そのものだといえます。家族のように温かいスタッフたちとのコミュニケーションを通して、ホームでの暮らしを楽しんでいただきたいです。
「ここでくらしたい」と思ってもらえるよう、日々真摯に向き合い続けます。

ソーシャルインクルーホーム小牧三ツ瀧の特徴

1 | スタッフが 24時間常駐

日中はもちろん、夜間も複数名のスタッフが入浴食事排泄等をサポートします。

2 | 日中サービスの 充実

通院同行や、買い物、お散歩、服用・金銭管理まで、日中も丁寧にスタッフが支援します。

3 | 車椅子にも 対応

バリアフリー、リフト浴完備など、車いすを使用する方も安心して暮らせる設備を完備しています。

4 | 生活介護と 併用も可能

通所されない方はもちろん、生活介護に通っている方が、両立することができます。

このような方にご利用いただいております。

入所施設を探しているが、
すぐに入所できるところがない。

車いすやオムツ対応ができる
ホームを探している。

重度の知的障害(行動障害・自閉等)で
今後の入居先を探している。

ゆくゆくはGHを希望しているが、
これまでの通所先も継続したい。

重度障がい者(知的障害、身体障害、精神障害)が中心のホームとなりますので、
まずはお気軽に見学・ご相談ください。

ご利用料金：グループホーム

家賃	36,000 円/月
食費	30,000 円/月
水道光熱費	15,000 円/月
日用品費	2,000 円/月
合計	83,000 円/月 (73,000円※)

※国保連より10,000円の家賃補助が受けられる場合があります。

住所



住所：愛知県小牧市三ツ淵638番地
三ツ淵西バス停から徒歩で約5分

見学会ご予約の流れ

STEP

01

入居担当直通電話へ、ご見学希望の旨をご連絡下さい。

※土日祝も見学対応可能です。感染症予防のため、完全予約制となります。

STEP

02

お電話にてご希望の日時を調整いたします。

STEP

03

見学会当日、ホームスタッフがお待ちしております。

※持ち物等は特に不要です。

入居担当直通： 080-7146-0919

0120-139-196

〈担当者：いぐち〉

〈フリーダイヤル〉

運営会社：ソーシャルインクルー株式会社
〒140-0013 東京都品川区南大井6-25-3 いちご大森ビル2F
<https://www.socialinclu.co.jp/>

